

「学費補助金」(神奈川県¹の授業料補助)申請手続

(令和4年4月～令和5年3月分)

※申請をしなければ支援は受けられません！

また、東京都にお住まいの方は以下事項は関係ありませんので、直接東京都私学財団にお申し込みください。(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

1 提出書類

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象でも受けることが出来ません) 申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

申請書を郵送にて提出する

- ・ **6月30日(木)までに**、次の手順を行ってください。

【手順】

① 就学支援金の申請後、配付された「学費軽減申請書」に必要事項を記入し、同封の返送用封筒にて事務室に郵送してください。(切手の貼付を忘れずにお願いたします)

※以下に当てはまる方は追加で下記書類を提出してください。

- ・ 生活保護世帯の方：生活保護受給証明書
- ・ 多子世帯の方：健康保険証貼付台紙

(世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯)

本人含め4名以上いる場合でも、台紙には3名分の貼付で構いません。

2 注意事項

- ・ 令和4年4月～令和5年3月分の受給申請となります。
- ・ 生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」の提出をお願いします。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)
(*令和4年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。)

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和4年7月～令和5年6月(3月)分)

申請をしなければ支援は受けられません！

1 提出書類

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象でも受けることが出来ません) 申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

オンライン申請・e-Shien で個人番号を入力する

- ・ **6月30日(木)までに**、次の①・②を行ってください。

※特に希望が無い場合でも必ず「意向無し」として登録をお願いいたします。

また、期日を過ぎて未申請の方については全て「意向無し」として県に申請いたしますのでご了承ください。

【手順】

- ① e-Shien システムにログインしてください。(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)
- ② 配付された「ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、必要事項を入力の上システム上で提出を行ってください。

※原則として、非課税の方含め国内居住の親権者全員分のマイナンバーの入力をお願いいたします。

【参考】

- ・ これまでに個人番号を入力またはマイナンバーカードのコピーを提出している方
→ 意向登録のみ行う。
- ・ 前回マイナンバーカードを使って自己情報を登録した方
→ 意向登録の上、受給資格認定申請を行い、個人番号を入力するかマイナンバーカードを使って自己情報を登録する。
- ・ 前回課税証明書を提出した方
→ 意向登録の上、受給資格認定申請を行い、個人番号を入力するかマイナンバーカードを使って自己情報を登録する。

※以下に当てはまる方は追加で下記書類を印刷・記入の上提出してください。

- ・ 以前申請された方で、令和3年1月1日と令和4年1月1日の課税地が違う方(市外に転居された方)：課税地確認書
- ・ 生活保護世帯の方：生活保護受給証明書

2 注意事項

- ・ 令和4年7月～令和5年6月(高3の方は3月)分の受給申請となります。
- ・ 生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」のみの提出です。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)
(※令和4年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。)
- ・ マイナンバーで県にて確認が取れない場合には課税証明書(令和4年度)の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。